

大島支庁保健福祉環境部健康企画課の業務概要

(健康企画課, 衛生・環境室)

1 健康づくり・疾病予防の推進

(1) 健康増進及び栄養改善対策

県民の健康づくり計画「健康かごしま21」を推進するため地域推進協議会を開催し、地域・職域・学域が連携した健康づくりを効果的・体系的な推進を図るとともに、生活習慣実態調査を実施し地域の健康課題を可視化して地域ぐるみで支え合う健康づくりを推進した。また、県民の心身両面からの健康づくりを促進するため、かごしま健康イエローカードキャンペーン月間には、職場の健康づくり賛同事業所へのリーフレット配布やモデル事業所を巡回する等県民の健康づくりを支援する社会環境の整備を図った。

特定給食施設等に対して、栄養管理の実施の確保に関して助言を行うとともに、食品表示基準（保健事項）及び虚偽・誇大広告の禁止に関する食品表示指導を行った。

国保特定健康診査・特定保健指導地区別フォローアップ研修を開催し、地域の健康課題への理解を深め、効率的・効果的な保健事業が実践できるよう支援した。

(2) 母子保健対策

県母子保健計画「かごしま子ども未来プラン」推進のため、小児慢性特定疾病児及びハイリスク母子の訪問指導や面接相談、先進医療不妊治療に関する面接及び電話相談、乳幼児発育発達クリニックの実施、市町村保健師や関係機関との連絡会を行った。

ハイリスク母子保健対策事業に位置づけられている広域連携会議を開催し、医療機関と行政等の連携強化及び継続的な支援体制について検討を行った。

(3) 感染症対策・エイズ予防対策

新型コロナウイルス感染症発生に伴い、感染拡大防止に資するため、積極的疫学調査、健康観察を行った。同居家族等への聞き取りを行い、濃厚接触者へ自宅自粛を求めた。

また、新型コロナウイルス発生時に対応するため高齢者福祉等入居施設を持つ関係機関職員等を対象とした感染症地域連絡研修会を開催した。

他感染症の予防及び感染防止にも努め、県内、管内の情報を注意喚起を行うとともに、社会福祉施設等職員に対し施設内での感染予防対策等について助言・指導を行った。

感染症の国内侵入を防止するため、検疫所長の代理として、1件の検疫を行った。

エイズ対策については、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、希望者に対し、随時、又は、HIV検査普及週間及びレッドリボン月間中には夜間に、相談・検査の機会を設けるなど、検査・相談体制の整備を図った。

(4) 結核対策

結核患者等に対し、積極的疫学調査や訪問指導を行うとともに、接触者への健康診断を実施し、二次感染防止に取り組んだ。

また、結核患者等の治療完遂のため、医療機関と連携し、服薬支援（DOTS）を行った。治療終了又は治療中止後は、要観察中の者に対し、管理検診を実施し、結核再発の早期発見に取り組んだ。

感染症診査協議会（結核部会）の診査結果や意見を通して、医療機関に対し、結核患者等への適正医療に関する指導を行った。

(5) 難病対策

長期療養による医療費の経済的負担が大きい難病患者に対し、負担軽減を図るため、特定医療費助成制度の認定申請（新規・更新）及び支給申請等を受付し、特定医療費の適正な支給に努めた。

難病患者及びその家族に対し、医療、福祉及び日常生活に関する相談・訪問指導を実施

することにより、疾病に対する不安の軽減を図るとともに、在宅療養生活の支援を行った。

また、患者・家族が悩みを分かち合い、お互いの存在が療養の支えとなるよう、医療相談会や患者・家族交流会を実施した。

難病対策地域協議会は、災害時における難病患者支援について、各市町村担当課及び関係機関と地域課題の共有を図った。

(6) 歯科口腔保健対策

歯科口腔保健施策の総合的な実施に向け「鹿児島県歯科口腔保健計画」の推進を図るため、地域歯科口腔保健推進会議を開催し、地域の歯科保健の現状と課題、今後の取組について協議した。

管内の重点推進課題である乳幼児・学齢期のむし歯予防対策として、フッ化物洗口推進における関係団体の支援及び高齢者の口腔機能向上対策として、介護予防のための口腔機能向上に関する健康教育等を実施した。

また、医科歯科連携体制の構築や在宅医療の推進、歯科口腔保健対策の効果的な推進を図るため、在宅歯科医療推進連絡会への定期的参加、市町村や関係団体が開催する研修会の企画運営を一緒に担い、関係者のスキルアップや住民へのむし歯予防啓発の支援を行った。

2 安全で質の高い医療及び介護の総合的な確保

(1) 地域医療連携体制の構築

地域住民が質の高い保健医療サービスを受けられるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的とした奄美地域保健医療福祉協議会を新型コロナウイルスの感染症予防対策として書面にて開催した。

また、県が策定した「鹿児島県地域医療構想」の実現に向け、奄美保健医療圏での病床機能の分化及び連携の推進等について意見交換を行うために、奄美保健医療圏地域医療構想調整会議を1回、病院機能に関する専門部会を2回開催した。

今年度は、有床診療所も含めた個別の医療機関ごとに、2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割や2025年に持つべき医療機能ごとの病床数等の具体的な対応方針について協議し、地域医療構想調整会議において合意を得る作業を進めた。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた市町村の取組支援のために、ヒアリング等で各市町村の現状把握を行い、実情等に応じた情報提供や助言を行った。

また、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を提供するために、入退院時連携の仕組み（ルール）づくりを行う市町村の取組を郡医師会とともに支援し、令和2年6月からルールの運用が開始された。入退院支援ルール運用定着に向けた医療・介護関係者合同の情報共有検討会を1回開催した。さらに、運用状況調査の実施に係る支援を行い、市町村が在宅医療・介護連携を推進する体制の整備が図れるよう支援した。

3 安全で衛生的な生活環境の確保

(1) 食品衛生対策

ア 食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、住民の健康の保護を図るため、鹿児島県食品衛生監視指導計画に基づいて、重点的に監視指導すべき項目を定め、食品等事業者に対して効率的な監視指導等を実施した。

イ 食品等の収去検査にあたっては、食品衛生検査施設における検査等の業務を遵守することにより、検査結果の信頼性の確保を図った。なお、収去検査については実施計画に基づき実施し、不良食品の排除に努めた。

ウ 食品等事業者による自主管理を推進するため、食品衛生協会の指導育成及び自主管理を担う食品衛生責任者の育成と、食品衛生指導員の資質の向上に努めた。

また、食品等事業者及び従事者並びに消費者に対し、講習会等を通じて食品衛生思想の普及向上を図った。

(2) 薬事衛生対策

- ア 医薬品の有効性・安全性の確保と適正使用を図るため、医薬分業の推進に努めた。
また、医薬品、毒物劇物等による健康被害の発生を防止するため、薬事関係施設の立入検査を行い、適正な保管及び取扱を指導した。
- イ 血液対策として、関係機関、団体等の協力を得ながら、献血思想の普及及び献血者の確保に努めた。
- ウ 薬物乱用防止の啓発事業である「ダメ・ゼッタイ普及運動」の一環として、啓発資材の配布や募金の呼びかけを実施した。

(3) 環境衛生対策

- 清潔で快適な生活環境を確保するため、環境衛生施設の監視・検査を行い、施設・設備の適正な維持管理と従事者の衛生意識の向上を指導した。
また、産業廃棄物については、不適正処理を防止するため、産業廃棄物適正処理監視指導員を中心に管内全域の巡回・指導を実施した。

(4) 狂犬病予防及び動物愛護対策

- 狂犬病の発生を防止するため、市町村における畜犬登録及び狂犬病予防注射の徹底を指導するとともに、動物による人の生命、財産に対する危害を防止するため、野犬の捕獲や犬・ねこの引取等を実施した。
また、地域住民に対して、犬等の正しい飼育管理のあり方について、広報車、地元新聞等による普及啓発や指導に努めた。

(5) ハブ対策

- ハブ咬傷対策として、病院等へハブ抗毒素を無償配備するとともに、ハブ生息数の減少を図って住民のハブ咬傷事故を防止するため、生きハブの買い上げを実施した。

4 奄美群島の世界自然遺産登録に向けた取組

(1) 世界自然遺産登録に係る推進体制

奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会が開催され、遺産登録に向けた取組について報告した。世界自然遺産登録が実現し当初の目的を達したことから、同協議会は解散した。

(2) 住民への普及啓発

- ア 毎年8月の「道の日」に合わせて、建設業団体、地域住民及び行政による道路や地域環境の美化活動「『道の日』世界自然遺産奄美群島クリーンアップ大作戦」を奄美市において実施し、気運の醸成を図った。
- イ 世界自然遺産に登録された奄美の自然保護の必要性や生態系の保全について住民の理解と協力を得るため、各種団体や学生を対象に勉強会を計9回開催した。

(3) 希少野生生物保護対策

- ア 希少野生生物保護のため、奄美大島及び徳之島において、ノイヌ・ノネコ対策検討会等を開催し、具体的な対策について検討した。
- イ 奄美群島希少野生生物保護対策協議会に参画し、希少野生生物の保護について国、県、市町村等の関係機関の間で情報共有を図った。

大島支庁保健福祉環境部地域保健福祉課の業務概要

(地域保健福祉課)

1 生活保護・生活困窮者対策の推進

(1) 生活保護関係

生活保護の適正な実施を推進するため、2人の地区担当員が約410件の訪問調査等を実施し、指導を徹底するとともに、要保護世帯（高齢・母子・傷病障害者世帯等）の処遇の充実を図るためケース別に援助方針を作成し、助言指導を行った。

また、保護の実施上抱える問題点について、自主的内部点検実施要領により定期的に点検を行うとともに、被保護者の自立助長を推進するため、稼働年齢層にある64人のうち、稼働能力と就労意欲のある生活保護受給者に対しては、就労支援員等による求職活動支援や名瀬公共職業安定所と連携を図りながら就労支援を行った。

(2) 生活困窮者自立支援対策

県生活困窮者自立支援事業を受託している北大島くらし・しごとサポートセンターが、生活困窮者の自立の促進を図るため、自立相談支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習支援事業等の5事業を実施した。

また、同センターが開催するケース会議に参加し、助言・指導を行った。

2 児童・母子等・高齢者・障害者・精神保健福祉施策の推進

(1) 児童福祉関係

少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、児童を取り巻く環境は大きく変化し、また、いじめや虐待等が社会問題になるなど、次世代を担う児童を心身ともに健全に育成していく必要がある。

このため、少子化対策の推進や関係機関との連携をより緊密にするとともに、子育て支援のため市町村が実施する「子ども医療費助成事業」等へ助成を行い、管内12市町村に対し、保育所入所事務の適正な執行を図るための指導監査を行った。

また、家庭相談員が、関係機関との連携を図るとともに、学校、保育所、家庭等を訪問し、要保護児童の早期発見に努め、相談支援(58件)を行った。

(2) 母子・父子・寡婦福祉対策

エネルギー・食料品等の価格高騰により、依然として厳しい経済状況にある中で、母子・父子家庭及び寡婦においても、所得や雇用情勢が厳しく、生計維持や子供の養育に関し大きな経済的問題等を抱えている。

このため、母子・父子自立支援員による求職情報提供などの就労に関する支援をはじめとした生活一般の相談や、児童に関する相談などを行うとともに、母子父子寡婦福祉資金制度の周知を行い、同資金の貸付による母子父子家庭・寡婦の経済的自立と生活意欲の向上に取り組んだ。

なお、母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収債権については、職員及び母子・父子自立支援員による償還指導に努めた結果、令和5年3月末の収入未済額は、前年度の88%に減少している。

(3) 高齢者福祉対策

管内人口の急激な高齢化に伴い、関係機関と連携した積極的な取組の必要性が増大していることから、老人クラブの育成指導や、市町村の老人在宅福祉事業に対する技術的助言を管内6市町村に行った。

(4) 障害者福祉対策

地域における障害者自立支援協議会の支援を行い、圏域の障害者等への支援体制整備の

充実と障害福祉サービスの適切かつ円滑な推進を図るため、大島地区障害者地域連絡協議会を開催した。

また、障害者の高齢化及び重度化の問題、権利擁護の問題等や在宅福祉サービスなどに関するニーズが多様化しているため、大島地区身体障害者福祉連絡協議会や大島地区手をつなぐ育成会への助言指導等を行った。障害者週間における啓発活動やパーキングパーミット制度、ヘルプカードの普及を推進し、各種障害者福祉サービス等の事業所指定及び在宅の重度障害者に対し特別障害者手当を支給した。

加えて、障害者総合支援法等に係る事業の円滑な推進を図るため、管内12市町村に対し、事業費の助成や技術的助言を行った。

令和2年度から、障害者等の意見を障害者施策に反映させ、障害者にとってより暮らしやすい社会づくりを進めることを目的として障害者及びその家族等との意見交換会を実施している。

令和3年度から、外見から援助や配慮の必要なことが分からない人がより援助を受けやすくなるよう、ストラップ型のヘルプマークの配布を行っている。

(5) 精神保健福祉対策

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、入院中及び地域で生活をしている精神障害者の地域移行や地域定着支援をすすめるため、奄美地区地域自立支援協議会精神部会等へ参加し、精神科医療機関や福祉サービス事業所などの関係者と支援方策の検討や地域の課題について検討、情報共有するとともに、精神保健福祉への理解と関心を高めるため研修会や関係機関との連絡会を行った。

自殺対策として、若年層向け相談会や新聞記事による普及啓発を実施すると共に、医療機関を起点とした自殺未遂者支援体制を推進するために、自殺未遂者支援連携体制事業連絡会を開催した。

また、市町村自殺対策計画の策定・計画の推進において、策定委員会や市町村自殺対策地域ネットワーク会議へ参加し、管内市町村の取組状況を把握するとともに助言・指導を行った。

3 施設運営等の適正化の確保

(1) 社会福祉施設等指導監査

社会福祉法人・施設、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等については、適切な事業運営及び良質なサービス提供体制の確立を図るため、例年実地及び書面での指導監査等を実施しているが、社会福祉課の通知に基づき新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、社会福祉施設47事業所・法人及び指定障害福祉サービス事業所・指定障害児通所支援事業所36事業所に対し実地での指導監査等を、他の社会福祉施設31事業所・法人及び指定障害福祉サービス事業所・指定障害児通所支援事業所12事業所に対し集合監査（事業者が必要書類を支庁会議室等に持参）を行った。

(2) 指定障害サービス事業所への監査の実施

虐待関係の記録を確認したところ、不適切な報酬請求の疑いがあるとの訴えが指定計画相談支援事業所にあったとの記録を発見したため、指定障害サービス事業所1事業所に対し、奄美市と合同で監査を行ったが、不正請求は無かった。

(3) 医療施設関係への立入

医療機関の開設等について、許可・進達等の事務を行った。

なお、医療提供施設としての適正な管理運営が行われるよう、医療機関に対して例年実施する立入検査については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、名瀬保健所管内の全病院10か所及び新規開設一般診療所2か所、徳之島保健所管内の全病院5か所に対し実地での立入検査を、また、名瀬保健所管内の一般診療所及び歯科診療所33か所、徳之島保健所管内の一般診療所及び歯科診療所15か所に対し書面による検査を行った。

(4) 介護施設等指導監査

介護サービス事業者の育成・支援を念頭において、「サービスの質の確保と向上」，「尊厳の維持」，「高齢者虐待防止法の趣旨」及び「適正な介護報酬請求」等を踏まえて介護サービス事業所の所在地において関係書類を基に，例年，指導監査等を実施している。今年度は，県の介護保険施設等指導・監査の方針に基づき，県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ，113事業所の指導を行った。

また，新規指定5事業所，更新指定20事業所の申請があり，指定基準の遵守や適正な運営等について確認，指定を行った。

4 その他の地域福祉施策

(1) 障害福祉サービス施設等に係る感染対策用品の備蓄

管内で発生する，障害福祉サービス施設等での新型コロナウイルス感染，クラスター発生時に備え，感染予防対策用品を保管している。

(2) その他の福祉対策

奄美群島民生委員児童委員協議会の理事会に参加し，助言指導を行ったほか，研修会を実施した。日本赤十字の事業等について協力を行った。

大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課の業務概要

項 目	内 容
1 健康づくりの推進	
(1) 健康増進対策	「健康かごしま21」地域推進協議会を開催することにより各種団体の取組の促進を図り、地域において「健康かごしま21」を推進する。
(2) 母子歯科保健対策	ハイリスク妊産婦及び種々の困難を抱える母子への支援のために、関係機関と連携を図る。 また、地域歯科口腔保健推進会議を開催するとともに、訪問口腔保健指導事業を実施し、歯科口腔保健を推進する。
(3) 精神保健福祉対策	精神障害者や家族等に対する直接的な支援に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深めるための普及啓発活動を行う。 また、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、会議等を開催し、地域の関係機関と協働して取り組む。 さらに、自殺対策として、人材育成研修会や普及啓発事業及び連絡会等を開催する。
(4) 感染症予防対策	感染症危機管理対策として、研修会等を開催し、関係機関との連携を充実させる。 また、感染症の発生及びまん延防止のため、関係機関に対し普及啓発活動を実施する。
(5) 難病対策	難病患者や家族等が必要な医療や障害福祉サービス等を受けながら安心して地域での生活を送れるよう、直接的な支援に努めるとともに、関係機関と連携を図る。
(6) 地域包括ケアの構築	介護予防や地域支援事業に取り組む町や関係機関を支援し、住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくりを推進する。
2 安全で衛生的な生活環境の確保	
(1) 食品衛生対策	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止を図るため、営業施設及び給食施設等の監視指導を実施するとともに営業者、従事者、一般消費者に対する衛生教育を実施する。
(2) 環境衛生対策	理（美）容所に立入、衛生管理の徹底を指導するとともに、入浴施設における集団感染事故防止のため、公衆浴場及び共同浴場を持つ旅館業に対する立入調査及び指導を行う。 また、専任の産業廃棄物適正処理監視指導員による不法投棄監視パトロールや排出事業者及び処理施設の立入調査を実施する。
(3) 薬事関係対策	医薬品等による健康被害防止のため、薬事関係施設への立入調査、業者監視指導を行う。 また、薬物乱用防止街頭キャンペーン、学校等における出前講座を実施し、薬物乱用防止の普及啓発に努める。
(4) ハブ対策	ハブ咬傷対策として、病院等にハブ抗毒素を無償配備するとともに、ハブ生息数の減少を図るため、生きハブの買上を実施する。 また、学校、事業所等においてハブ講習会を実施し、ハブの生態や咬傷防止に対する啓発、普及を行う。